びに第八十九条第七項及び第八項に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　外国電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の四第二項に規定する書類又はこの府令の規定により申請書若しくは届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書面（以下この項及び次項において「添付書類」という。）については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

3　外国電子決済等取扱業者がその本国の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずるもの（以下この項において「添付書類等」という。）のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

（信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百七十三条　法（第九章の四、第八十七条第四項並びに第八十九条第九項及び第十項に限る。）又はこの府令の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

［2・3　略］

別表第三の二（第百六十九条の八第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
委託信用金庫の変更	一　新たに委託信用金庫から委託を受けることとなる場合 イ　当該委託信用金庫の名称 ロ　当該委託を受けて信用金庫電子決済等取扱業を行う営業所の名称及び所在地 ハ　当該営業所で行う信用金庫電子決済等取扱業の業務の内容 ニ　当該委託を受ける業務を開始する年月日 二　委託信用金庫が名称を変更する場合 イ　変更後の名称 ロ　変更前の名称 ハ　変更年月日	一　理由書 二　新たに委託信用金庫から委託を受けることとなる場合には、その委託契約書の案

（信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百七十三条　法（第九章の三、第八十七条第三項並びに第八十九条第七項及び第八項に限る。）又はこの府令の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

［2・3　同上］

［表を加える。］